

令和6年7月25日からの大雨による災害にかかる 《災害救援ローン》《災害救援住宅ローン》のお取扱いについて

令和6年7月25日からの大雨により被災された皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫ではこの度の災害を受け、その復興を目的に特別金利の「災害救援ローン」「災害救援住宅ローン」を次の通りお取扱いしますので、ご案内いたします。

被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

[令和6年7月25日からの大雨災害にかかる災害救助法適用地域]

適用日	県	市区町村
7月25日	秋田県	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
	山形県	鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村

※2024年7月26日現在（最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください）

商品の概要		
	災害救援ローン	災害救援住宅ローン
融資対象者	当金庫会員に所属されている方並びに当金庫管内に居住する勤労者の方	
融資限度額	生活資金 1,000万円以内 住宅資金 2,000万円以内	1億円以内
適用金利	固定金利 年1.00% (団体会員の方・団体会員以外の方) ※保証料を含んでおります。	固定金利選択型3年 年0.500% 固定金利選択型5年 年0.600% 固定金利選択型10年 年0.900% 全期間固定金利型 年1.400% ※保証料は別途必要になります。
返済期間	生活資金 10年以内 住宅資金 25年以内	固定金利選択型3年 固定金利選択型5年 40年以内 固定金利選択型10年 全期間固定金利型 35年以内
用途	生活資金 災害復旧に要する生活資金、災害時の当座の生活資金等 住宅資金 災害による住宅の建築・購入・改修費等	被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建築費・購入費等
担保	不要	必要
保証	保証協会の保証	保証協会の保証
確認書類	罹災(被災)証明書をご提出いただきます。	罹災(被災)証明書をご提出いただきます。
お取扱期間	2026年3月末日までの申込受付・実行分まで。	2026年3月末日までに申込受付、2027年3月末日までの実行分。

※金利情勢の変動等により、お取扱期間中に適用金利を見直す場合があります。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。